

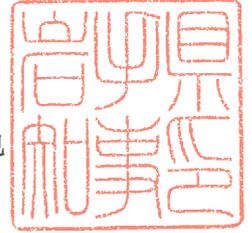
環 保 第 307 号

令和6年9月25日

かづのグリーンエネルギー株式会社

代表取締役 佐藤 邦治 様

岩手県知事 達増 拓也



「(仮称) 鹿角東部市民ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について (通知)

令和6年7月1日付けで貴社から提出された標記配慮書について、環境影響評価法第3条の7第1項及び発電所主務省令第14条第3項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別添のとおりに送付します。

併せて、関係地方公共団体から送付された意見を参考送付します。

担当：環境生活部環境保全課

環境影響評価・土地利用担当 阿部

TEL：019-629-5269

E-mail：kankyo-hyoka@pref.iwate.jp

「(仮称) 鹿角東部市民ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」に対する岩手県知事意見

1 総括的事項

- (1) 本配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。それにより、環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は低減するよう事業実施区域を絞り込み、風力発電機及び付帯設備(以下「風力発電機等」という。)の位置・規模又は配置・構造(以下「位置等」という。)を適切に決定すること。
- (2) 風力発電機等の位置等の決定に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、事業性を優先することがないようにすること。
- (3) 調査、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づくとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (4) 事業実施想定区域及びその周辺の関係者や住民のみならず、より広い範囲の住民に対し、事業内容や環境影響評価の十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。

2 個別的事項

(1) 水環境

ア 事業実施想定区域及びその周辺には、水源涵養保安林や内水面漁業権が設定されている河川など複数の河川が存在していることから、土砂及び濁水の流出によるこれら水環境への影響が懸念される。

このため、工事の実施により発生する土砂及び濁水の流出が水環境に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、水環境への影響を回避又は低減すること。

イ 事業実施想定区域周辺の水道水源等に関する情報を、方法書以降の図書に明記すること。

(2) 地形及び地質

事業実施想定区域周辺において、瀬ノ沢川及び茂谷地川の一部が砂防指定地に指定されており、土砂災害等の発生が懸念される。このため、十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、土地安定性低下への影響を回避又は低減するとともに、工事等による土砂災害等のリスクを回避すること。

(3) 動物、植物及び生態系

ア 事業実施想定区域及びその周辺では、岩手県環境基本計画において保全目標が定められているイヌワシ等の希少猛禽類が確認されていることから、風力発

電機等への衝突事故、移動の阻害等による重大な影響が懸念される。

また、環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な哺乳類、鳥類、両生類、昆虫類、魚類等の生息について、生息環境の変化による影響が懸念される。

このため、工事の実施、地形改変及び施設の稼働が動物に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、動物の重要な生息場所の喪失、移動経路の分断を回避すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全基礎調査において、植生自然度が高いとされた自然林や二次林が広く存在し、土地改変等による植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、自然度の高い植生等の改変を回避又は低減すること。

(4) 景観

施設が存在が眺望景観に与える影響は広範囲に渡ることが懸念されるため、視認可能性のある地元自治体等と十分な協議を行うとともに、十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、眺望景観の遮蔽や阻害を回避又は低減すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場そのものの直接改変のみならず、騒音、振動等により触れ合いの活動の場の雰囲気や快適性など利用面の特性が変化することによる影響を考慮した上で、十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、重要な触れ合いの活動の場の喪失や利用面の特性の変化による触れ合いの活動の場への影響を回避又は低減すること。